

7 豊監発第 97 号

令和7年11月11日

請求人

(略)

豊島区監査委員 小 沼 博 靖

同 中 川 貞 枝

同 鈴 木 利 治

同 細 川 正 博

豊島区職員措置請求について（通知）

令和7年9月17日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、区長用公用車が目的外に使用されていることは違法・不当だとして、区が支出した区長用公用車の運行管理業務委託料等の返還等の措置を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に適示する必要がある。

ある。

また、請求期間について、法第242条第2項では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするにはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないと定めている。

区長用公用車の運行について、区は、公務の適正かつ効率的な遂行のため、区長の自宅（生活の拠点）と区役所本庁舎その他の公務を行う場所との間を移動するとき、公務が連続する場合におけるそれぞれの公務場所の間を移動するとき、さらに、その他、公務を遂行する上で、やむを得ない場合に運行をしている。運行管理について、区は、公務で赴く関係機関等への送迎及び車両の維持管理等を目的とした庁用車運行管理業務請負契約を締結し、区長用公用車を含む6台の運行管理業務を委託している。

この点、請求人は、令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙にあたり立候補者の応援目的での移動、また、令和5年12月28日に庁舎内で飲酒後の深夜送迎、さらに、西東京市方面の住居への送迎に区長用公用車を運行していることなどに対し違法・不当であると主張する。

しかし、公用車の運行にかかる法規定はなく、どのような場合に公用車を運行するのかは区長の合理的裁量に委ねられると解されるところ、請求人が適示した公用車による移動は、公用車の運行として認められない運行であるとの請求人の主観に基づいた主張を述べるにとどまり、これをもって区長用公用車の運行及び運行契約に基づく区の公金の支出が違法・不当であるとする事由を主張・疎明しているものとは言えない。

また、請求人が指摘する令和5年12月28日の区長用公用車の運行については、運行管理業務委託に基づく令和5年12月運行分の支出日は予備的調査によれば令和6年2月1日であり、本件請求は当該支出日からすでに1年を経過したことは明らかである。この点、請求人は、公用車運行の秘匿性から住民が知り得ることは困難で、請求人が関係者から情報提供を受けたのが令和7年8月24日であり、法が定める請求期限の1年を経過したことに、正当な理由があると主張する。

しかし、「法第242条第2項ただし書きにいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができる」と解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである」（最高裁判所平成14年9月12日判決参照）とされているところ、「東京都の住民は、東京都情報公開条例に基づき、実施機関に対し、財務会計上の行為の完了の日と近接した日から、当該行為に関する公文書の開示請求をすることができ、（中略）当該住民は、財務会計上の行為について監査請求をする前提として、同条例に基づく開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことになり、逆に開示請求しないままでは相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当」（東京高等裁判所平成19年2月14日判決）とされる。同様に豊島区においても、区民は、豊島区行政情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき、実施機関に対し、当該財務会計上の行為にかかる公文書が作成又は収受された日から、当該行為に関する公文書の開示請求をすることができ、実施機関は、非開示事由に該当しない限り、当該公文書を開示すべきものであるから、監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができると考えられる。したがって、本請求においては、請求人において相当の注意力をもって調査したとは言えず、請求期限の1年を経過した正当な理由があるとは認められない。加えて、予備的調査によれば、令和5年12月28日に区長用公用車は終日運行しておらず、請求人が主張する事実はない。

したがって、請求人が違法・不当であると主張するいずれも、区の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に適示しているものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であるため、同条第5項に定める監査を実施しない。